

○内閣府本府地球環境問題対策推進委員会設置要綱

〔平成15年11月14日〕
大臣官房長決定
最終改正 令和2年府総第427号

内閣府本府地球環境問題対策推進委員会設置要綱について、下記のとおり定める。

記

1 目的

内閣府本府における地球環境問題対策に関して、その取組の基本的事項を定め、その推進を図るため、内閣府本府地球環境問題対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 構成

委員会の委員長は、大臣官房長とする。

委員長代理は、大臣官房政策立案総括審議官及び大臣官房審議官（官房担当）のうちから大臣官房長が指名する者とする。

委員会は委員長、委員長代理のほか、部局（内閣府本府における行政文書の取扱いに関する規程（平成13年1月6日内閣府訓令第22号）第3条第8号に規定するものをいう。）の総括課長等を構成員とする。

3 所掌事務

- （1）内閣府本府における環境配慮の方針の策定、推進及び進捗状況の点検に関すること。
- （2）内閣府本府における内閣府本府温暖化ガス削減等実施計画の策定、推進及び進捗状況の点検に関すること。
- （3）その他内閣府本府における地球環境問題対策に関すること。

4 構成員以外の者の出席

委員会は、必要に応じ、構成員以外の者を出席させることができる。

5 庶務

委員会の庶務は、大臣官房企画調整課において処理する。

6 その他

その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。